

## 本日の会議に付した事件

平成23年第1回山元町議会定例会（第6日目）

平成24年3月23日（金）午前10時00分

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 選挙管理委員の選挙  
日程第 3 選挙管理委員補充員の選挙  
日程第 4 請願第 1号 JR常磐線山下駅の現地復旧に関する請願（委員長報告）  
日程第 5 委発第 1号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例  
日程第 6 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について  
日程第 7 議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について  
日程第 8 議案第28号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
日程第 9 議案第36号 平成24年度山元町一般会計予算（委員長報告）  
日程第10 議案第37号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）  
日程第11 議案第38号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）  
日程第12 議案第39号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）  
日程第13 議案第40号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）  
日程第14 議案第41号 平成24年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）  
日程第15 議案第42号 平成24年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）  
日程第16 議案第46号 平成23年度山元町一般会計補正予算（第6号）  
日程第17 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会第6日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって1番青田和夫君、2番岩佐哲也君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1．議員発議案の受理

議員から議案1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

## 2. 町送付議案の受理

当局から議案2件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

## 3. 委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出

(1) 総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書が、また、産建教育常任委員会委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

(2) 各常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2. 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、渡部 侑君、太田 勝君、佐藤好宏君、三宅京子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。ただいま指名しました渡部 侑君、太田 勝君、佐藤好宏君、三宅京子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、齋藤信夫君、宮地ふみ子君、渋谷啓子君、黒田忠良君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。ただいま指名しました齋藤信夫君、宮地ふみ子君、渋谷啓子君、黒田忠良君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名した順序としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、補充の順序は議長が指名した順序と決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第4．請願第1号を議題とします。

本請願は、3月5日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

委員長（齋藤慶治君）はい、7番。それでは、JR常磐線山下駅の現地復旧に関する請願について報告いたします。

報告は、お手元に配布している請願審査報告書によって報告したいと思いますので参照してください。

請願審査報告書

本委員会は、平成24年3月5日に付託された請願審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

受理番号 請願第1号、件名 JR常磐線山下駅の現地復旧に関する請願  
審査の結果 不採択とすべきものであります。

ここで、審査の経過の報告をしたいと思います。

3月22日、請願者である田代 侃氏より、請願の趣旨、津波浸水シミュレーションの説明を聞き審査しました。委員会としては、新しいまちづくりである総合計画（復興計画）を12月に議決し、既にスタートしていること、また、JRも今年3月には新駅を基本とする新路線に向けて事業を着手していることから、常磐線の早期復旧の観点、新しいまちづくりの観点から、請願書の趣旨にはこたえられないとの審査結果になりました。

各委員からは、現山下駅東側である第1種危険区域に居住を現にしている人、また今後住むと考えている人の安全対策は必要であること、また、町、JRが早期に表明していた津波浸水地域約2.5メートル以上に対して鉄道は走らせないと説明に矛盾があるのではないかと、また、新地、相馬市、南相馬市のことを考えると、現ルートも考え得るべきだとの意見もあったことを申し添えて報告いたします。

平成24年3月22日

山元町議会議長 阿部 均殿

産建教育常任委員会 委員長 齋藤慶治

以上であります。

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）まず、本案に反対者の発言を許します。

9番岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）請願調査報告書の今委員長からの報告に対して、反対の立場から討論いたします。

今、委員長報告のとおり、これは結果的に町としては進んでいることでありますが、もともとの危険区域の指定や、また県、国からの考え方といいますか、それについて、やはり津波被害に備えるときには一線堤、二線堤、三線堤というような多重防御の方法が必要なんだと。そのようなことがあって、そのように私たちも理解して進めてきましたが、当初から線路は津波被害のないところというようなことで、ずっとそういうふうに進んできました。

ただ、私らもJRの方々とお話ししたり、またいろいろ話の中で、現路線でも2メートルぐらいのかさ上げをすれば十分に列車そのものの被害はないというような認識で話してきました。

それと、先ほど言いましたように、やはり住民の財産、安全、こういったものを守るためには、やはり路線を上げるんじゃなくて現路線を利用したかさ上げによる町土の保全というか、そういったことによって町民の安全も図られると。そのようなことから今回の請願者の請願は私は妥当だと思います。

それと、やはりこれまでの審査の中で、お話し合いの中で、JR側も町からの説明も、現路線も上に上がった路線も、工期も費用的にもほとんど差がないんだというようなことであれば、先ほど私が申し上げたように、住民の生命、財産、これを守るためには、やはり私は、請願者の考え方が私は妥当だと思います。

そのようなことから委員長の報告には反対をいたします。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから請願第1号JR常磐線山下駅の現地復旧に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。

よって請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第5．委発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。それでは説明をさせていただきたいと思います。

山元町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成24年3月8日

山元町議会議長 阿部 均殿

議会運営委員会 委員長 岩佐 隆

それでは2ページの提案理由をご覧ください。

提案理由につきましては、山元町行政組織機構の再編に伴い、常任委員会が所属する課の名称を改める必要が生じたことから提案するものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

2条の（1）総務民生常任委員会の（1）については、委員会で担当する課の配列を町条例に合わせるための改正です。

また、2条の（2）産業建設常任委員会につきましては、行政機構の再編により、震災復興推進課を削除して震災復興企画課、震災復興整備課を加えて、担当する課の並びを先ほどと同じように町の条例の配列に合わせたものです。

議員各位におかれましてはご可決賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、委発第1号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第1号は原案のとおり可決しました。

---

議長（阿部 均君）日程第6．議案第26号から日程第8．議案第28号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、及び議案第27号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、並びに議案第28号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてをご説明申し上げます。

ご提案申し上げます3件とも、共同設置をする構成団体に名称変更等が生じたことから、これに伴って所要の改正を行うためご提案申し上げますというふうなことでございます。

具体の提案理由でございますけれども、議案第26号のものをもって説明とさせていただきます。

2ページをお開きいただきます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第27号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第28号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第36号から日程第15．議案第42までの7件を一括議題

とします。

議案第36号から議案第42号につきましては、3月13日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長岩佐 隆君、登壇願います。

委員長（岩佐 隆君）はい、議長。

予算審査特別委員会審査報告書

議案第36号 平成24年度山元町一般会計予算

議案第37号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算

議案第38号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算

議案第39号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算

議案第40号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算

議案第41号 平成24年度山元町水道事業会計予算

議案第42号 平成24年度山元町下水道事業会計予算

本委員会は、平成24年3月13日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

#### 1. 特に留意すべき意見

議案第36号平成24年度山元町一般会計予算について

- ① 被災者の立場を尊重した行政執行を行うべきである。
- ② 復興財源は早急に確保を図るべきである。
- ③ JR路線については復旧を急ぐべきである。
- ④ 災害公営住宅の一日も早い建設を進めるべきである。

平成24年3月21日

山元町議会議長 阿部 均殿

予算審査特別委員会 委員長 岩佐 隆

---

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第36号平成24年度山元町一般会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第36号平成24年度山元町一般会計予算を採決します。お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第37号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第37号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第38号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第38号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第39号平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）まず、本案に反対の発言を許します。

6番遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）ただいま提案されております平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算について、次の理由から反対の立場で討論をするものであります。

今、高齢者の皆さんの暮らしを考えたとき、保険料の値上げをしてはならない状況にありますし、介護保険事業の特別会計の財政状況を見たときに、その財政に決して不足のある状況にはないという現状の中で、この間の議論の中でもまだまだ解明されなければならない問題が残されていると考えております。

これまでのこの予算に関連する保険料の値上げを主な内容とする高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画の策定や介護保険の一部改正の条例の議決の際の反対する理由にも示してきましたが、主な理由を挙げれば、一つは、保険料の値上げをしなければな

らない背景に、今回の大震災の影響を要因とする施設系サービスの増を要因としていること、これは明らかに大震災という社会的な背景をその要因とするもので、被保険者である高齢者に責任を負わせるものではなく、社会全体で支えていかなくてはならないものであり、それは一般会計からの繰り入れで対応するものであるということは当然のことと考えます。

2点目は、基金の活用、考え方に問題があるということであります。この間の基金の推移を見てみますと、先日の質疑の中でも示しておりますが、この10数年間の推移を見ましても、7、8年ですね、基金は常に1億円を、毎年度末の残高となっております。そして、あわせて言えることは、毎年度の決算剰余金が全体で10数億、12、3億の世界の中で、多いときで9,000万、そして4,000万、5,000万ということで毎年その剰余金を生み出しています。その結果が、年度末には結局は1億を超える基金高という状況がずっと続いております。

基金を活用しての今回の財源対策として用意された8,000万円の考え方についてであります。これは3年間分を、平成23年度末に残された1億数千万、1,000万、私の調査の結果では1億6,000万も残っていると。その辺の数値の押さえ方にはいろいろと見解があるようですが、いずれにしても1億以上の基金があり、その1億を取り崩し、これを3年間で取り崩すという考えであります。それは平成24年以降生まれる基金の残高の推移を考えていないところから生まれる、重大なという表現を使うと申しわけないんですが、誤りがあると見られます。平成24、25年度末には、これまでの基金の推移から見れば、年度末には1億円以上の基金が残されることが十分想定できます。

今の高齢者の暮らしを見るならば、毎年毎年1億円以上の基金をため込んでおく現状も必要ありません。この間の保険料は毎年2億円程度で推移しております。その一方で、毎年、この5、6年間をしてみるならば、4,000万円から8,000万円の剰余金、これは見方を変えれば保険料の取り過ぎと考えるもいいと思いますが、こうした残高を生み出してあります。国県の支出金に対しては、時期はずれても毎年毎年返還しているにもかかわらず、高齢者の皆さんの保険料の取り過ぎに対しては返還をしないというのは余りにも不合理であります。この点につきましても、保険料の値上げということについての現在の合理性が見当たりません。

3点目は、高齢者の暮らしは、石油や食料など生活必需品の価格の上昇が続く中で、高齢者の主な収入となる年金等の引き下げが予定されており、一方で後期高齢者医療の保険料の値上げも決まっており、高齢者の皆さんの暮らしにとって大変な負担増が強いられております。そうした状況の中での今回の大震災、とりわけ被災された高齢者にとっては二重三重の負担増を迎えており、こうした状況のもとでの保険料の値上げは、ただでさえ大変な暮らしの状況にある中でさらに追い打ちをかけるようなものであります。大震災後1年を経過しているわけでありますが、被災地での懸命な努力にもかかわらず、生活となりわいの再建は遅々として進んでおりません。とりわけ高齢者を取り巻く状況は大変厳しい暮らしを強いられております。こうしたときにこそ安心を与えることが政治の務めであり、こうした中での保険料の値上げは、ただでさえ厳しい高齢者の暮らしに追い打ちをかけるものとなります。この保険料の値上げ案には、基金のあり方、活用、値上げ幅の縮小など、まだまだ解明されなければならない問題等々、検討の余地が残さ

れております。

以上の理由から、ただいま提案されております介護保険事業特別会計予算に反対をするものであります。以上です。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）今回の介護保険事業特別会計予算に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の会計については、特別委員会の中でも議論になりました、第5期介護保険事業計画を安定的、確実に山元町で実施できるかどうかということが論点になりました。当第5期計画、いわば24年から26年までの65歳以上の高齢者の推移を見ると、24年度で31.7、26年度では34.4パーセントという上昇傾向にあることが予測され、これに対しての介護保険のあり方が問われていると思います。

私は、今回の改定に当たっては、低所得者に対しての一定の配慮がなされていると。また、大震災による被害に置かれている高齢者に対しても、現段階では、今年9月までは減免、軽減の国からの救済策がとられている。あと、先ほど議論になりました基金のあり方においても、現担当課の説明では1億円があるんですが、それを3年間で約8,000万を大体使い運営に充てるというふうに一定の努力が見込まれています。

今後、ますます当山元町においては施設介護がふえるということが十分に予測され、そのための安定的財源高には一定の保険料の負担は仕方がないという立場であります。

きょう、新聞等においても各市町村の介護保険料の4月1日からの改定が載っています。当比較においても、当山元町が突出して高いというわけじゃなく、安定的に介護保険制度を維持させるために最低必要な値上げと理解し、賛成の立場の討論とさせていただきます。以上であります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第39号平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第40号平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第40号平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算

を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第41号平成24年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第41号平成24年度山元町水道事業会計予算を採決します。  
お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第42号平成24年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第42号平成24年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。  
この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時45分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第46号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第46号平成23年度山元町一般会計補

正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に災害復旧事業、それから明許繰越を追加補正とするものでございます。

まず、歳出の方から申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出の11款災害復旧費1項1目公共土木施設単独災害復旧費500万の追加でございます。これにつきましては、河川災害につきまして追加をするものでございます。それから、3目の公共土木施設補助災害復旧費でございますけれども、これにつきましては……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）3ページの総務費の関係で、総務管理費で、山元町国土利用計画策定業務、これ今説明をしていただいた中で、震災復興計画に合わせて具体的な内容を今回の策定の中に生かす、そういう説明でありましたけれども、これはどういう形なのか。事業、全体の国土利用計画を策定していく間に、例えば手順的にはどういう形で策定を、今回一応特別に修正予算をとって具体的にお話ししたしながらつくっていくのか、その辺ちょっと詳しく説明していただきたい。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。ただいまのご質問なんですが、12月に策定されました震災復興計画、それからあと、これから、年度明けから具体的に区画整理事業、防災集団移転事業などによりまして、その防災集団移転事業の受け入れの底地としまして区画整理の区域ですとかを、都市計画決定等を行っていくというような作業が入ってまいります。国土利用計画につきましても、そういった区画整理の都市計画決定などとあわせて計画を策定していくというような予定でございまして、こちらの案件につきましては議会のほうにもお諮りするということになっておりますので、今の予定ですとおおむね9月ぐらいの議会にお諮りできるようなことでスケジュール的には考えているというようなことでございます。

よろしく願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい。予算的にはこの繰り越したやつで対応するという形と、あと、今お話の中で出てきた9月までという形なんですけれども、全体のこの国土利用計画の策定業務、これですっかり終わるという形で考えていいのかどうか。今の状況を見ると、全体の復興計画の中のある程度、今復興推進課長からお話しした、区画整理の関係の具体的な考え方なんかも変更するような形、変更というか、実際にそのまま考え方の中で進んでいけばいいですけれども、なかなか難しいような状況も出てきたときに、それが国土利用計画の中にきちっとやっぱり位置づけた形で進まないとうまくないということになると思うんですよね。その辺はどうなのかね。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。国土利用計画も都市計画決定も土地利用を構成する上では密接な関係があるというふうな認識をしておりますので、おのおの独立にスケジュールを立ててやるというわけではなくて、おのおの連携をとりながら、何ていうんでしょう、計画に整合のとれたもので策定を進めていくというようなことで考えているところでございます。（「時期はやっぱり9月」の声あり）

震災復興推進課長（鈴木光晴君）復興整備計画のスケジュール等と合わせますと、現段階ではやは

り9月くらいが目途というふうに思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。7ページ、歳入についてちょっとお尋ねします。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税ということで、補正額が1億9,500万6,000円とありますが、これは名目といいますか項目といいますか、どういうあれで増額、増は結構なんですけれども、何かがあつて増額なったんだろうと思います。そのわけといいますか理由といいますか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。ご説明申し上げましたけれども、歳出のほうのこの都市災害復旧費5億514万3,000円のうち、公園の性格によって66.5パーセントあるいは50パーセントという補助が来ます。その残りの33.3パーセントとか50パーセントの残り分についても、通常ですと今まで地方債でしか対応できなかったんですね。それを全額震災復興特別交付税で手当てをして、結局災害復旧については10分の10、100パーセント国が負担しますということでの内訳でこの公園を対象としたものとして今回は入ってくるというのが内訳でございます。

2番（岩佐哲也君）1億9,500万6,000という、6,000という端数がついているものですから当然何らかのあれがあつたんだろうということでお尋ねしたんですが、この関係は、前に112億の申請をしたと。査定で42パーセント、47億円しか復興庁の査定でならなかったと。その関係とは全く絡みはないわけですね。これは別途にということ考えてよろしいんですかね。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、6,000円が端数ついているというのは、事務費の関係で4.5パーセントとか3.5パーセントという細かい部分の率の積み上げもございまして、そういった関係で端数がついております。

それからもう1点は、震災復興交付金事業ではないかというお尋ねですが、これは災害復旧でございますので、復興交付金事業ではございませんので、査定されたあの事業ではなく災害復旧事業だということでご理解いただければと思います。

2番（岩佐哲也君）あの項目とは、あの件とは違うということですね。了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第46号平成23年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第17. 同意第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）同意第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、現委員の田所清三氏は平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任者として大内悦夫氏が適任と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものであります。

参考資料といたしまして、次ページに任命しようとする者の履歴書をお付けしておりますので、参考にご覧いただきたいと思いますというふうに思います。

ご理解の上ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第1号、教育委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第1回山元町議会定例会を閉会します。

午前11時17分 閉 会

---